

全国厚生労働関係部局長会議資料

平成21年1月21日（水）

老 健 局

重 点 事 项

1. 介護報酬改定について

- 近年の介護サービスを取り巻く状況としては、介護従事者の離職率が高く、事業者の人材確保が困難であるといった実態が明らかになり、昨年の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立したところである。
- こうした状況を踏まえ、昨年の10月30日に、政府・与党において「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」として、平成21年度介護報酬改定率をプラス3.0%とすることが決定された。
- 平成21年度介護報酬改定については、こうした状況を踏まえ、特に介護従事者の処遇改善に資するものとなるよう、ひいては利用者が質の高いサービスを安心して安定的に利用できるようにするという観点から、社会保障審議会介護給付費分科会において、集中的にご議論をいただき、昨年12月26日、同審議会から平成21年度介護報酬改定に関し答申をいただいたところである。
- 平成21年度の介護報酬改定に関しては、①介護従事者の人材確保・処遇改善、②医療との連携や認知症ケアの充実、③効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証、という3つの基本的な視点に立った改定を行うこととした。
- 特に、①介護従事者の人材確保・処遇改善については、
 - ・ 各サービスの機能や特性に応じ、夜勤業務など負担の大きな業務に対して的確に人員を確保する場合に対する評価
(例：訪問介護のサービス提供責任者の緊急的な業務負担への評価、施設における夜勤業務負担への評価や重度・認知症対応への評価)
 - ・ 介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対応として、介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価

(例：有資格者（介護福祉士）や常勤職員、一定の勤続年数のある者が一定割合以上いる事業所に対する評価)

- ・ 介護従事者の賃金の地域差への対応として、介護報酬制度における地域差の勘案方法（地域区分ごとの単価設定）の見直しや中山間地域の小規模事業所等への対応

(例：地域区分毎の1単位当たりの報酬単価の地域の実情に応じた見直し、中山間地域等一定の地域に所在する事業所小規模事業所が行う訪問介護等のサービスについて、現行の特別地域加算（15%）に加え、新たな加算（10%）を創設）

を行うことにより、介護従事者の処遇改善に可能な限り結びつけていただくこととしている。

- 平成21年度介護報酬改定に伴う報酬告示及び基準省令の改正については、パブリックコメントを経た上で公布するとともに、関係通知及びQ&Aについても、可能な限り早急に発出・情報提供等を行う予定であるので、各都道府県においても、あらかじめご承知いただくとともに、市町村や関係団体等へ情報提供していただくようお願いしたい。

- 福祉用具貸与価格の適正化について

- ・ 福祉用具貸与における介護報酬は、「現に貸与に要した費用」とされており、同一製品であっても非常に高額になるケース等（「いわゆる外れ値」）が一部存在しているところである。

- ・ このため、介護給付費分科会の審議報告を踏まえ、福祉用具貸与価格について、競争を通じた価格の適正化を推進できるよう、今般の介護報酬改定に併せ、以下のことを行うこととしている。

① 都道府県及び市町村が、福祉用具の製品ごと等の価格の分布状況を把握、分析し、公表出来るよう、国保連合会介護給付適正化システムを改修する。

② 利用者自らが現に利用している福祉用具貸与の価格について、自ら関心を持ち点検・比較が出来るよう、市町村が利用者に送付する介護給付費通知に同一製品の貸与価格幅等を追加できるよう、国保連合会介護給付適正化システムを改修する。

- ついては、上記を踏まえ、都道府県及び市町村におかれては、同システムを積極的に御活用いただき、利用者、福祉用具貸与事業所、ケアマネジャー等への貸与価格の公表を行う等の取組をお願いしたい。

また、市町村におかれては、介護給付費通知の送付に当たり、利用者が福祉用具貸与価格の実態把握等を行えるよう、同システムの積極的な活用をお願いしたい。

なお、具体的な方法については後日お示しする予定である。

2. 第4期計画期間の介護保険料について

(1) 保険料設定における留意点について

- 介護給付費準備基金については、従前から連絡しているとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものと考えている。当該基金の残高を有する保険者にあつては、できる限りこれを取り崩し、第4期介護保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇を最小限のものとするについて十分検討されるよう改めてお願いしたい。

※ 第4期介護保険料基準額 全国平均(月額) 4, 270円

平成20年11月第3週時点の暫定推計値であり、その後の各保険者における検討により変動

- なお、各保険者より報告いただいている介護保険料の検討状況や介護給付費準備基金の残高等を勘案すると、現時点で、厚生労働省としては、全国平均での介護保険料基準額は、第3期と概ね同程度の水準になしうるものと考えている。

※ 介護給付費準備基金残高見込み(平成20年度末)(暫定推計値)…約3, 800億円

- また、将来にわたって安定的に介護保険制度が運営され、介護保険料の水準が適正なものとなるよう、引き続き介護給付の適正化の推進に取り組まれることをお願いしたい。

(2) 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策について

- 昨年通常国会において「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が成立し、昨年10月30日には、政府・与党による「生活対策」において、平成21年度の介護報酬改定をプラス3.0%とするとともに、当該介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行うことが決定されたところである。

○ これを受け、介護報酬改定に伴う第4期の介護保険料の上昇を抑制するために、1,154億円の国費による措置を講じることとしている。

○ 当該措置を踏まえた第4期介護保険料の設定方法等、第1号被保険者の介護保険料に関する当該措置の具体的事務の取り扱いについては、昨年末の担当者会議等を通じて説明してきているところであり、第4期の介護保険料の設定作業について、介護報酬改定を踏まえた給付見込みの算定や当該措置による国からの交付額の算定等を引き続きよろしくお願ひしたい。

3. 認知症対策の推進について

認知症介護等対策については、これまで、認知症グループホーム等の介護サービスの提供や、認知症介護従事者に対する研修等を通じたケアの質の向上、認知症ケアの標準化や高度化の推進、地域のかかりつけ医の認知症対応力の向上や認知症サポート医の養成を通じた地域医療体制の充実、認知症サポーターの養成や認知症徘徊ネットワーク等を通じた認知症地域支援体制の構築等に国、自治体、関係団体の協力の下で推進してきたところである。

このような中で、昨年、厚生労働大臣の指示の下「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）が開催され、同年7月、プロジェクトの提言が取りまとめられた。

本提言においては、今後の認知症対策として、①実態の把握、②研究・開発の促進、③早期診断の推進と適切な医療の提供、④適切なケアの普及及び本人・家族支援、⑤若年性認知症対策の推進が重要であると指摘されている。

今後この提言を踏まえた認知症対策を実施するに当たり、平成21年度予算（案）においては、従来の「認知症対策総合支援事業」を大幅に拡充し、総合的な認知症対策を推進することとしている。

認知症対策等総合支援事業

平成21年度予算（案） 3,029百万円

老健局所管の平成21年度予算（案）においては、プロジェクトの提言のうち④適切なケアの普及及び本人・家族支援及び⑤若年性認知症対策に関する事項を中心に、事業の実施を予定している。

主な内容は次のとおりである。

(1) 認知症対策普及・相談・支援事業の創設

認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、都道府県、指定都市に各1か所認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを

設置することにより、相談支援を行うものである。

ア 事業内容

認知症の本人や家族などからの相談に対して、認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターによる電話相談事業。

イ 実施主体 都道府県・指定都市

ウ 補助率 1/2

(2) 認知症地域ケア多職種共同研修・研究事業の創設

地域における認知症対策についての意識の向上と共通理解を図るとともに、地域の課題に対する具体的方策を講じるため、認知症対策を推進するケアマネジャー、地域包括支援センターや介護サービス事業所に勤務する職員、医師・看護師等の専門職が講師となり、他の専門職に対し認知症や認知症者に対する医療・介護に関する各自の専門分野について研修を実施する専門職研修や、行政機関、自治会、ボランティア団体等の関係者が参加する地域ケアネットワークの取組みに関する研修等を実施する。

ア 対象者

認知症者の医療・福祉・介護等に携わる地域の専門職や、警察、住民自治組織、ボランティア団体等地域ケアネットワーク等に携わる地域の団体等

イ 事業内容

(ア) 専門職研修

認知症サポート医や認知症介護指導者等認知症の医療や介護の専門家による講義・報告等

(イ) 地域ケアネットワーク研修等

認知症高齢者の家族に対する支援方法及び各関係機関・関係者の役割についての検証や、地域の関係者の紹介と交流等

ウ 実施主体 市町村（150か所）

エ 補助率 1/2

(3) 認知症対策連携強化事業の創設

認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。

認知症の専門的医療の提供体制を強化するための認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、認知症ケア人材育成等事業と相まって、地域における認知症専門医療との連携体制及び認知症ケア体制の更なる強化を図ることとする。

ア 事業内容

地域包括支援センターに、認知症介護指導者研修等を修了した者や認知症サポート医等、認知症の医療や介護における専門的知識を有する者を認知症連携担当者として配置し、認知症疾患医療センターや権利擁護の専門家等とネットワークを構築し、認知症の確定診断を受けた者の円滑な介護サービスへの移行や地域の認知症高齢者等の専門医療の利用に関する援助等を行う。

イ 実施主体 市町村

(認知症疾患医療センター設置市町村(150か所)に応じて配置)

ウ 補助額 1か所あたり600万円(定額)

(4) 若年性認知症対策総合推進事業の創設

若年性認知症に対する支援については、これまでも専用デイサービス等、介護分野において様々な支援を行ってきたところである。

しかしながら、若年性認知症においては、企業をはじめとして、その理解が進んでいないことや、発症直後の雇用継続における障害者雇用に関する助成金制度の活用ができること、また障害者福祉施策の活用ができること等、本人やその家族のみの判断では適切な支援を受けることが困難な状況であることから、これらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが適切な支援を受けられるようにすることを目的として次

の事業を実施する。

ア 事業内容

(ア) 若年性認知症専用コールセンター（全国1カ所）の開設

若年性認知症の総合相談窓口としてコールセンター（全国1カ所）を開設し、支援策等を紹介するとともに、若年性認知症に関する疑問、悩み等の相談に応じ、相談者の地域の適切な支援機関に関する情報を提供する。

(イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業

各都道府県単位の障害者就労支援ネットワークに介護や雇用関係者が参画し、当該ネットワークの資源を活用した若年性認知症者に対する自立支援を実施する。

また、地域包括支援センターに新たに認知症連携担当者を配置し、雇用継続から高齢化までの各期において適切な支援が受けられるよう、事業者との連絡調整、若年性認知症自立支援ネットワークの構成員に対する研修事業等による理解の促進を図る。

(ウ) 若年性認知症ケア・モデル事業

若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業（例：就労支援等の日中活動支援、ケア手法の構築等）を実施する事業所に対し支援するとともに、当該事業を広く普及させるための事業を実施する。

イ 実施主体 都道府県

ウ 補助率 (ア) …10/10 (イ)、(ウ) …1/2

これらの事業の詳細な事項については、追って、2月19日(木)の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてお示しすることとしている。各自治体においては、必要な予算の確保及び地域包括支援センターに配置する認知症連携担当者やコールセンターによる電話相談体制、若年性認知症ネットワーク等必要な体制の準備を進め、国庫補助事業の積極的な活用による認知症対策の積極的な推進をお願いしたい。

4. 介護関連施設の整備について

ア 平成20年度及び平成21年度の執行状況及び方針を踏まえた計画的な基盤整備について

(ア)「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」及び「地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）」（以下、ハード交付金及びソフト交付金をあわせて「市町村交付金」という。）については、地域密着型サービス拠点等の面的整備を推進するとともに、先進的な取組みに対する支援を行う予算として平成20年度予算において必要な予算額を確保したところであるが、各市区町村からの協議が低調であり、市町村交付金が十分に活用されていない状況である。

平成21年度予算（案）については、(イ)の各事項に留意しつつ、管内市区町村に対して、改めて市町村交付金について周知を図るとともに、市区町村が関連事業者等に対して市町村交付金に関する情報提供等を行うよう適切な技術的助言を行うなど、各都道府県におかれても市町村交付金の活用による地域密着型サービス基盤等の整備について積極的に取り組んでいただきたい。

(イ)平成21年度予算（案）においては、面的整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画及び先進的事業整備計画により実施される事業等に必要な予算額を確保するとともに、新たに、認知症高齢者グループホーム等の既存の小規模福祉施設へのスプリンクラー整備事業を創設したところである。

各都道府県におかれては、

- ① 市区町村内の各日常生活圏域における介護サービスの需要や介護関連施設の整備状況等を勘案しながら、面的整備計画等を策定した上で、市町村交付金を活用して地域密着型サービスの基盤等の整備を着実に推進していくよう管内市区町村に対し周知徹底すること、
- ② 管内市区町村との連携を一層綿密にし、事業者も含めて市町村交付金に係る情報等の周知徹底を図ること、

- ③ 市町村交付金の活用により基盤整備が進められている事例や先進的な取組状況を把握し情報提供するなど、あらゆる機会を通じて各市区町村間の情報の橋渡しを行うこと、
- ④ 新たに創設される「既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業(仮称)」については、消防法施行令改正[※]の趣旨を十分理解した上で、火災が人命に関わるものであることに鑑み1日も早い整備が行われるよう、管内の関連施設に対して周知徹底を図るとともに、スプリンクラー整備についての計画を早期に取りまとめるなど、市町村交付金活用によるスプリンクラー整備への積極的な取組を図るよう管内市区町村に対し周知徹底を図ること、

※ ・平成19年6月13日公布、平成21年4月1日施行。

・スプリンクラー設置義務

1,000㎡以上(改正前) → 275㎡以上(改正後)

・自力避難困難者入所施設

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る)、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム(小規模多機能型居宅介護事業所を除く)

- ⑤ 国土交通省との連携により、大規模団地等の改修・建替えと併せて介護サービス基盤の整備を行う「高齢者安心住空間整備事業」について、住宅部局等との必要な調整を行うよう管内市区町村に対し周知徹底を図ること、
- ⑥ 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を営むことができるようにするためには、地域密着型サービス拠点や地域交流スペースなど、高齢者福祉サービス基盤の整備が重要・有効であるが、他方でこのような基盤整備は、商店街の空き店舗や廃校等既存の社会資源を活用して行うことなどにより、地域活性化の観点からの「まちづくり」にも有効なものとしうることから、まちづくり部局とも連携しながら高齢者福祉サービス基盤の整備について検討することについて、管内市区町村に対し周知徹

底を図ること、
等により、市町村交付金が積極的に活用されるよう取組んでいただきたい。

イ 都道府県等による特別養護老人ホーム等の整備に対する助成について

(ア) 地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、大規模・広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金は、地方6団体からの要望を踏まえ、平成18年度に廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化を行ったところである。

(イ) 各都道府県、政令市及び中核市におかれては、一般財源化の趣旨を踏まえながら、地域のニーズに即した計画的な施設整備を進められるよう、ご配慮願いたい。同様に、消防法施行令の改正に伴ってスプリンクラーの設置が義務づけられた施設であって、市町村交付金の対象外である施設に対する計画的な整備を進められるよう重ねてお願いしたい。

(ウ) また、(旧) 都道府県交付金が対象としていた施設整備に対する都道府県、政令市及び中核市の補助金に対しては、

① 平成21年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定することとされており、その元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

② また、①とは別に、(旧) 都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。

これらを踏まえつつ、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

(エ) なお、昨年末、福島県いわき市の小規模多機能型居宅介護事業所において発生した火災により死傷者が出たことを踏まえ、消防法施行令の改正に伴いスプリンクラーの設置が義務づけられていない施設についても、入居者の安全確保を図るため、消防担当部局と連携しつつ、防災対策の強化や避難訓練の実施を徹底するなどについて、管内市区町村及び施設に対する注意喚起をしていただくようお願いしたい。

5. 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行について

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律については、昨年5月21日参議院において全会一致で可決・成立し、同月28日に公布された。
- 同法の施行日については、同法附則において「公布日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」としているところであり、本年5月1日の施行(予定)を目指し、現在政令案を作成中である。
- 同法においては、
 - ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容、
 - ・ いわゆる連座制が適用されない場合、
 - ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義等について厚生労働省令で定めることとしている。
- 省令についても、本年5月1日の施行(予定)を目指し現在改正作業中であり、今後速やかにパブリックコメントを行う予定である。
- また、省令のパブリックコメントと並行して、既にご連絡している通り全国でブロック会議を開催し、省令案等の概要をお示しした上で各自治体から御意見をいただくこととしており、その際には、協力をお願いしたい。

予 算 概 要

平成21年度老人保健福祉関係予算（案）の概要

— 老 健 局 —

	(20年度予算額)	(21年度予算額(案))
老人保健福祉関係予算	2兆 397億円	→ 2兆 972億円

*
老健局計上経費 1兆6,520億円 → 1兆7,110億円

*他局計上分（2号保険料国庫負担金等）を除いた額である。

【主要事項】

I 地域における介護基盤の整備	407億円
-----------------	-------

1. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の交付

387億円

地域密着型サービスを中心とする市町村の基盤整備を推進するとともに、介護療養病床の転換を含めた地域ケア体制の計画的な整備を支援する。

○ 安心住空間創出プロジェクトの一層の推進

国土交通省との連携により、公的賃貸住宅団地等の地域の福祉拠点としての再整備を行い、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう支援する。

○ 既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業の推進（新規）

消防法の改正に伴い、スプリンクラー設置が義務づけられた認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設（延べ床面積275㎡～1,000㎡）に対し、スプリンクラー設置に係る費用を支援し、小規模福祉施設入居者の安全を確保する。